第二項の表三五の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

八　平成七年郵政省告示第六百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二八の項を次のように改める。

二八	削除

第二項の表二九の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

第二項の表三一の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

九　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項、一一の項、一七の項及び一九の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表二八の項及び三五の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表三七の項を次のように改める。

三七	削除

第二項の表三八の項、四〇の項及び四四の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四三の項及び四四の項を次のように改める。

四三	削除
四四	削除

十一　平成十年郵政省告示第三百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

十二　平成十年郵政省告示第五百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第二項の表一二の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十三　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

十四　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

十五　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

十六　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

第一項の表六〇の項を次のように改める。

六〇	削除

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第二項の表六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第二項の表一四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十七　平成十三年総務省告示第七百七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項及び一〇の項を次のように改める。

九	削除
一〇	削除

十八　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四六の項から四九の項までを次のように改める。

四六	削除
四七	削除
四八	削除
四九	削除

十九　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第一項の表三九の項を次のように改める。

三九	削除